

市町村合併が山村地域の市民活動に与える影響

— 松本市四賀地区を事例として —

小野 奈々

信州大学経済学部

概要 本稿は、長野県松本市と合併した四賀村を事例地として、山村地域の市民活動が市町村合併によりどのような影響を受けるのかを分析・考察していくものである。農山漁村では、高度成長期以降、第一次産業衰退と人口流出により過疎化が進行してきた。これに対して従来は、リゾート開発や公共事業をつうじた対策が講じられてきたのだが、経済不況の影響で、近年では、財政的に疲弊した農山村を規模の大きな隣接自治体に合併させる方向へとその対策の方向性が転換しつつある。このように市町村合併が進められるなかで、山村の暮らしはどのような変化に直面しているのだろうか。とくに、山村地域の暮らしの一部を成す市民活動にどのような影響をもたらしているのだろうか。本稿では、このような関心をもって、松本市と合併した四賀村のケーススタディに取り組む。とくに、合併以前の地域のまとまりや生活上のルールの維持に積極的であった地元のボランティア団体、四賀林業研究グループを取り上げることで、事例地の市民活動が松本市との関係で、どのような変化にさらされているのか、その一端を明らかにする。

キーワード：市町村合併，山村，市民活動，林業研究グループ，松茸，村有林

1. 関心の所在と研究の視点

本稿は、長野県松本市と合併した四賀村を事例地として、山村地域の市民活動が市町村合併によりどのような影響を受けるのかを分析・考察していくものである。

周知のように、戦後の日本は、重化学工業を重点的に育成し、これに農林漁業を従属させることによって高度経済成長を実現してきた。その結果、農林漁業と工業との間の不均等発展が助長され、大都市への人口流出、ひいては、農山漁村の過疎化を招いてきたのである。山間地の多い長野県では、山村を中心に過疎化が進行している（大野2005）。

1965年の山村振興法制定以来、山村の生活は国策の影響を強く受けてきた。1970年には都市農山村交流という考え方が政策に登場し、バブル経済に後押しされて1987年に成立した「総合保養地整備法（通称・リゾート法）」を機に、大規模なリゾート開発事業をつうじた地域振興

策が講じられてきた（松村1998，大浦2008）。また、それ以外にもさまざまな公共事業が計画され、建設業をつうじた雇用が確保されてきた。しかしながら、近年、経済不況に陥る中、こうした地域振興策は批判されはじめた。現在では、都市部の再生やコンパクト化、市町村合併や広域行政の強化へ方向転換しつつある（浦野2009）。1997年には、市町村合併法が2005年3月末までの時限法として改正・公布され、地方交付税交付金の減額や合併特例債の起債受け入れなど財政面で「飴と鞭」の使い分けを導入することで、全国で合併が推進されることとなった（町村2004）。

そのような中、山村の生活は現在どのような変化に直面しているのだろうか。

市町村合併を機に、地域生活が何らかの影響をこうむることについて、すでにいくつもの蓄積がされてきている。その中には、民主的観点からローカルガバナンスを制度的に確保するこ

とを課題として地域自治区の配置や自治体代替型 NPO の設置について検討した研究 (丸山 2008) や、合併に伴う地域間格差の拡大について考察した研究 (吉野 2004) などがみられる。本稿の関心により近いものとしては、平成の大合併政策下においてあえて合併しない選択をした自治体で自律にむけた地域社会再編の動きがみられたことを分析している宮下聖史の研究がある。宮下は、市町村が国家の末端機能の担い手であると同時に住民の自治組織でもある面に注目した諸研究 (町村 2004, 河原 2005) に着目しながらも、市町村合併を拒んだ自治体で、国家—自治体—地域住民自治組織というヒエラルヒー構造を基盤としてきた従来の「成長システム」への依拠を見直す動きがあったこと、また、それに代わる新たな住民自治が模索されていったプロセスがみられたことを報告している (宮下 2008)。これらの研究は、自治体が本来ローカルガバナンスを確保するための機構でありながらも、市町村合併推進期においては、合併する・しないにかかわらず、中央につながる制度上の位置づけから何らかの見直しが迫られる事態に直面すること、またそのような状況下においては、住民の側にもそれに対する何らかの対応が迫られることを示している。

本稿では、これらの先行研究に知見の多くを依拠しながらも、地方都市である松本市に編入合併されることを選択した山村である四賀村をとりあげ、住民の生活が合併後どのような変化に直面しているのかを明らかにしていく。とくに、合併以前の地域のまとまりや生活上のルール維持に積極的であった地元のボランティア団体、四賀林業研究グループを取り上げることで、地方都市との合併により、山村の市民活動がどのような変化に直面しているのか、その一端を報告していく¹。

2. 松本市四賀地区と四賀林業研究グループ

2.1 松本市四賀地区の概要²

四賀村 (現・松本市四賀地区) は、1889年 (明治 22 年) の町村制施行により錦部村、中川村、五常村、会田村が成立、1955 年 (昭和 30 年) に嶺間 4 ヶ村と呼称されたそれらが新設合併することで発足した。松本市北部に位置する人口およそ 6,000 人の山村である (図 1)。7 つの峠に囲まれており、標高差約 1,000m、林野占有率 82% という地理的条件下にある。アカマツ林が自生する松茸の産地として知られている。標高差のため耕作地の大部分が 10 度から 15 度以上の急傾斜地にあり、耕運機などの導入が困難であること、耕地の多くが海拔 800m 以上の高地にあり冷害を受けやすいこと、林野占有率が高く耕地が狭いこと、加えて雨量が年間 1,000 ミリ以下で早害に見舞われ易いことなどから、農業面で条件が不利な地域である。

産業面では、善光寺道と江戸道が通過する立地であったことから、交通の要所として栄えてきた。明治大正期から商品作物である煙草の栽培や諏訪・岡谷の製糸業を視野に入れた養蚕で栄えた。だが製糸業衰退にともない昭和 30 年代には繊維・衣服、弱電気系の工場誘致へと、産業振興策を切り替えている。また、長野—松本間を結ぶ篠ノ井線が明治期に四賀村を通過しな



図 1 旧四賀村の位置

¹本稿で扱うデータは、2008年6月から2010年2月までに実施した事例地でのフィールド・ワークに基づいている。

²ここで扱う事例地概要についての基礎データは、『四賀村誌』(四賀村誌編纂委員会、1978)と『四賀村誌』(四賀村、2005)に基づく。

いルートで設置されたために、鉄道路線網からはずれ、それ以降、交通面でむしろ不便なエリアと化していった。この影響は大きく、昭和30年代に誘致された工場も、昭和50年代ごろには、交通の便が悪いことを理由に撤退している。

以後、雇用については、周辺市町村に依存するようになっていく。2000年の国勢調査の時点で、就業人口3,023人のうち1,567人(51.8%)が松本市や他市町村において就業している。サラリーマン世帯の増加、養蚕業の衰退とともに、村では、過疎化の阻止と遊休荒廃農地対策が課題となっていた(表1、表2)。

2.2 グリーン・ツーリズムの実践と市町村合併という選択

過疎化と遊休荒廃農地のために、四賀村は対策を講じてきた。合併直後の新松本市の予算概要には、四賀村の主要事業が列記されている(表3)。

中には結婚推進事業など他の市町村にみられないユニークなものも含まれているが、注目す

表1 人口・世帯の推移³

	世帯数	人口総数	一世帯人口	人口密度
昭和30年	1,910	9,623	5.03	106.2
35年	1,886	8,824	4.68	97.4
40年	1,810	7,828	4.33	86.4
45年	1,744	7,050	4.05	77.8
50年	1,704	6,751	3.96	74.5
55年	1,777	6,708	3.77	74.0
60年	1,739	6,630	3.81	73.1
平成2年	1,846	6,556	3.55	72.6
7年	1,778	6,374	3.58	70.6
12年	1,792	6,108	3.41	67.7

³ 『四賀村誌』「四賀村の概要—人口—人口・世帯の推移」の中でのデータを基に筆者が作成(四賀村, 2005)。

⁴ 『四賀村誌』「四賀村の概要—農業経済—農産物作付延べ面積の推移」のデータを基に筆者が作成(四賀村, 2005)。

表2 農作物作付け延べ面積の推移⁴

(単位 ha)

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
区分	面積	面積	面積	面積	面積
稲	283	281	250	243	209
麦類	70	21	24	29	28
雑穀豆類	100	80	78	93	83
かんしょ	7	9	7	5	6
野菜	80	35	53	73	53
果樹	67	31	20	27	31
工芸農作物	14	20	29	29	17
桑	360	319	194	111	40
飼肥料作物	79	67	71	85	85
その他	9	9	20	31	32
合計	1,070	872	746	726	584

表3 平成17年度 四賀村主要事業⁵

(単位：千円)

番号	款	補助単独	事業名称	当初予算額
1	総務費	単	村営バスの運行	10,134
2	民生費	単	結婚推進事業	2,014
3	民生費	単	福祉企業センターの運営	19,092
4	衛生費	単	錦部歯科診療所の運営	12,222
5	農林水産業費	単	有機農業の推進事業	1,495
6	農林水産業費	単	土地改良事業維持管理適正化事業	8,513
7	農林水産業費	単	クラインガルテン管理運営	40,783
8	農林水産業費	単	地籍調査事業	9,154
9	農林水産業費	単	有機センター運営	20,478
10	農林水産業費	補	森林整備事業	19,611
11	商工費	単	福寿草まつり開催	2,775
12	商工費	単	化石館の運営	6,343
13	土木費	単	道路改良事業	113,480
14	土木費	補	まちづくり交付金	48,020
15	教育費	単	四賀コンサート事業	965

⁵ 松本市 HP 内「平成17年度初予算—平成17年度当初予算主要事務事業説明資料3」に基づき筆者が作成。(http://www.city.matsumoto.jp/aramasi/siyakusyo/yosan/1700/, 2010年1月26日にアクセス)。

べきは農林水産事業費による「有機農業の推進」「クラインガルテン管理運営」「有機センター運営」だろう。規模の大きい土木費について予算額も大きく、旧村が力を入れていた事業であることが伺える。

これらは全て、四賀村前村長による「エコビレッジ構想」の中でスタートした。「エコビレッジ」構想とは、有機ゴミの堆肥化を通じた循環型社会（ゆうきの里づくり）、クラインガルテン（市民滞在型農園）による都市農村交流、付加価値の高い有機無農薬栽培の3つを推進することで村全体を自然と調和するエコシステムに変えていくというものである。これを実現する設備として、1993年（平成5年）にクラインガルテンが、1999年（平成11年）に畜産廃棄物（鶏糞）を堆肥化させる有機センターが設置された。特に、クラインガルテンは、荒廃桑園を市民農園として活用したばかりでなく、同村製造の堆肥を使って都市住民が有機野菜を育てる「体系的な資源循環型村づくりの中核施設」（宮下2006：117）に位置付けられ、グリーン・ツーリズムの成功例として全国から注目を集めることになった（写真1）。

事業を進めた元村長が、もともと地元養鶏組合の会長・副会長を歴任した人物であったために、「エコビレッジ構想」の関連施設は養鶏事業との連携が全面に出ている。有機ゴミ堆肥化を目的とする有機センターも、実態としては主に鶏糞を有機堆肥化する施設である。そこで製



写真1 四賀地区のクラインガルテン

造された有機堆肥を、クラインガルテンで使用することが義務付けられている。

クラインガルテンを中心とする同村のグリーン・ツーリズムを研究した宮下聖史によれば、その取り組みは、遊休荒廃地という地域課題への対策と、都市農村交流を志向する国家政策の動向をうまく反映させる活性化効果を併せ持つ施設であった。2つあるクラインガルテンの一部については荒廃桑園跡地が活用された。また、それを中心に、都市住民を巻き込むかたちで地域活性化が模索されてきた。そこでは、クラインガルテン利用者である都市住民に固定の地元住民が農業指導し交流相手にもなる「田舎の親戚」制度が運用され、都市住民を巻き込んだ地元住民による交流イベントが実施されてきた。クラインガルテン利用者の都市住民が地元の森林整備や有機米の収穫体験をつうじて地元で労働を提供した場合には、報酬として地域通貨が支払われる制度も導入された。地元町内会の秋祭りやもちつき大会、しめなわ教室などに、クラインガルテン利用者の都市住民が参加することもあった（宮下2006）。取材の中でも、都市住民の参加により、高齢化の影響で神輿が出せなくなっていた町内会の祭りが復活したケースがあると聞いた⁶。

長い目でみれば、四賀村におけるこのような地域活性化方針は、松本市との市町村合併というその後の選択にまでつながっていくものだったと考えられる。松本市四賀村合併協議会が作成した「松本市・四賀村新市建設計画」には、四賀村が得られる合併の効果について「地域の活性化のために四賀地区では、今まで以上に新市域の一体感が醸成されることが重要」であり、「『ゆうきの里』に代表される四賀地区特有の事業を積極的に推進するとともに、高齢社会における足腰の強いまちづくりを進めることができ」とある⁷。つまり、人口の減少や高齢化に加え村内に中核となる産業がないために、四賀村は、松本市の一部になることに活性化の方

⁶四賀村元村長N氏への聞き取り取材データによる。2008年7月16日と2009年10月3日に実施。

向性を定めたのである。その際、自然資源に恵まれたエコビレッジであることを旧村エリアの特色として打ち出すことで、新住民を呼び込もうとしたと考えられる。

また、事前に開かれた合併協議会では、松本・四賀直結道路整備事業が新市建設計画の中心になるものとして位置付けられている⁸。

この松本・四賀直結道路事業とは、四賀村が、合併時に松本市に対して強く要望した事業である。松本市街地北側を走る国道254号と四賀村域にある国道143号を結ぶ全長4.4キロの道路を作る事業(図2)のことで、そのうち2キロがトンネルであることから、「トンネル」と呼ばれる事業である。松本市に隣接する山村として通勤・通学条件を改善し、その結果、四賀地区に新住民を呼び込む効果をもたらすことが期待されていた。総事業費は約80億円であり、合併特例債や国庫補助を活用することで、松本市による約14億円の負担で実現する予定であった。だがそれは、同時期に合併する4村(四賀村、梓川村、安曇村、奈川村)から松本市に要望された全101事業の中で、最も費用がかかる事業でもあった。そのため、松本市長の交代などを経て、税収の伸びが見込めないために投資的経費を抑えたいとする新市長の下で、総事業費80億円と見積もられたこの道路事業の是非が問われるようになった。そして、その是非を問う「松本・四賀直結道路市民意向確認研究会」が実際に設置されたのは、合併後の2005年(平成17年)7月のことであった。

同年11月には四賀地区で、12月には新市の全域で、この事業の是非を問うアンケート調査が実施された。結果は、四賀地区住民のおよそ8割が直結道路を必要と感じているのに対して、全市域では、建設すべきであるという意見が32%にとどまるというものであった(表4、表5、表6)。表6をみれば明らかだが、四賀地区住民が直結道路を必要と感じる理由は、「松本市域への道路が複数となり安心」「救急車両到着の時間短縮」「国道143号線の冬季凍結」「松本市域との交流活性化」「通学・通勤時間の短縮化」「松本市との一体感」となっている。「救急車両到着の時間短縮」については、合併により松本市街地からの到着を待つ体制になるのであるべく早く到着するような道路を作ってほしいというものであった。また、理由を取材からまとめると国道143号線が松本市街地と四賀地区をつなぐ主幹道路であるにもかかわらず、これが冬季に凍結すること、松本—四賀を隔てる山地を迂回しておりカーブがきつく時間がかかることが四賀村で問題となっていた。それゆえその代替えになる直結道路の建設を望んでいたのである。しかし今日までこの事業は実現に至っていない。

2.3 四賀林業研究グループの概要

本稿が取り上げる四賀林業研究グループ(以下、四賀林研と略)は、自然とのふれあいの魅力や里山整備の重要性、森林資源の有効活用の普及を目的とするボランティア団体である。名

⁷松本市との住民意見交換(平成17年10月17日開催)でも、直結道路は「四賀住民の永年の悲願」であり「一村の運命をこの直結道路だけにかけ合併した」という意見が散見される。

(http://www.city.matsumoto.nagano.jp/aramasi/sisei/m_s_douro/jyuminikenkoukankai/files/ffuse.pdf, 2010年1月26日にアクセス)。

⁸合併後も直結道路事業案の棄却をめぐり一部住民により抗議運動が展開された。2005年(平成17年)に松本市により実施された四賀村でのアンケート調査(配布数5,114,回収数4,221,回収率82.5%)では、約8割が直結道路を要望していた。アンケートのデータは、松本市HP内「松本・四賀直結道路市民

意向確認—市民意向確認プロセス」に記載されていたものを使用した。

(http://www.city.matsumoto.nagano.jp/aramasi/sisei/m_s_douro/shimin_ikoukakunin_process/index.html, 2010年1月26日にアクセス)。アンケート結果の詳細は、同市HP内にアップされている「松本・四賀直結道路市民意向確認 市民討論会結果」で閲覧可能である

(http://www.city.matsumoto.nagano.jp/aramasi/sisei/m_s_douro/shimintouronkai/files/touronkto_kaigikiroku.pdf, 2010年1月26日にアクセス)。

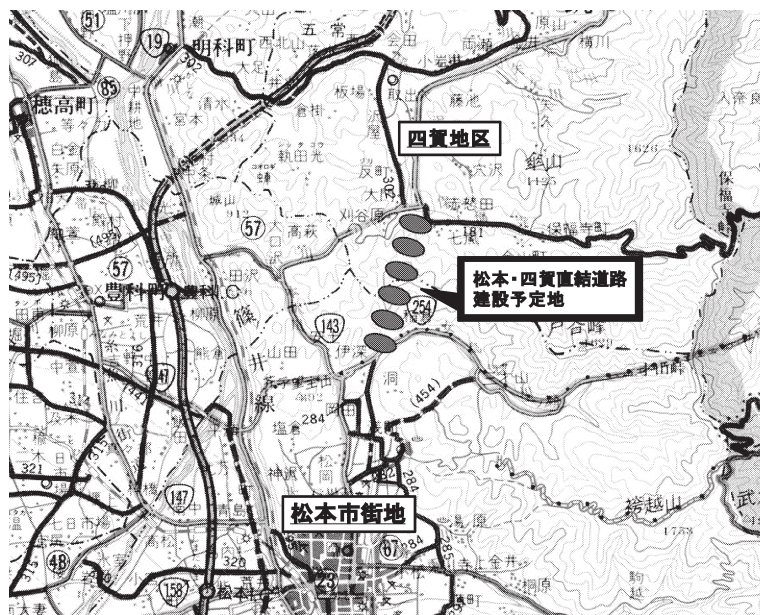


図2 松本・四賀直結道路の予定図⁹

表4 直結道路の必要性を問うアンケート結果 (四賀地区)¹⁰

必要である	66%
どちらかという必要である	12%
どちらでもない	6%
どちらかという必要でない	5%
必要でない	5%
無回答	5%
合計	100%

簿上は20名程度が在籍しているが、メインで活動しているのは表7に挙げられているような人達である。

1980年(昭和55年)に発足しており、当初は森林組合職員が中心となった組織だった。それは本来、小規模森林所有者への「経営改良」

表5 直結道路の必要性を問うアンケート結果 (新松本市全域)¹¹

建設すべきである	14%
どちらかという建設すべきである	18%
どちらでもない	18%
どちらかという建設すべきではない	25%
建設すべきではない	22%
無回答	3%
合計	100%

「林業技術・知識の普及」「国策の森林計画に沿う方向での指導」(半田1990: 160)に取り組むための団体¹⁴だが、四賀林研の場合、その実態は、1985年(昭和60年)ごろまで村が開催していた地域振興のためのコンサートイベントの実働部隊であった。しかし、その後の不況でコン

⁹松本市 HP 内資料, 松本・四賀直結道路市民意見確認研究会「松本・四賀直結道路市民意見確認に関する調査報告書平成18年3月」の18頁目「図表2 想定位置図」に一部修正を加え転載。

(http://www.city.matsumoto.nagano.jp/aramasi/sisei/m_s_douro/shimin_ikoukakunin_result/

fifil/houkusho_honpen.pdf, 2010年2月6日にアクセス)

¹⁰同上, 37頁目のアンケート結果を参照し, 筆者が作成。

¹¹同上, 52頁目のアンケート結果を参照し, 筆者が作成。

サートイベントが開催されなくなり、森林組合職員の多くは名簿上のみの参加となっていた。名簿の書き換えを実施した2004年度（平成16年度）には、そのほとんどが会を脱退している。しかし同時期に、移住者や地元自営業者などの新たな参加があり、名簿上では設立当初より変わらず20人前後の規模である。

四賀林研の2007年度（平成19年度）の活動状況を見ると、収入は表8、同年度の主な活動は表9のようになっている。収入については各種補助金・助成金が半分以上を占めているのが特徴であり、活動内容については、地域を対象と

表6 直結道路の必要性を問うアンケート結果の上位（選択回答の意見）（四賀地区）¹²

	回答割合
四賀地区から旧松本市域への道路が複数となり安心できる	55%
救急車両が通行する際に、時間の短縮効果が期待できる	36%
国道143号は冬期凍結の恐れがある	32%
四賀地区及び筑北・東信と旧松本市域との交流が増え、地域の活性化につながると思う	31%
朝の貴重な通勤、通学時間が数分でも短くなり便利になる	27%
旧松本市との一体感を感じることができる	26%
地区の高齢化や過疎化に歯止めをかけることにつながると思う	18%

¹²同上、41頁目のアンケート結果を参照し、筆者が作成。

¹³2008年、2009年の総会参加者リストと参与観察を基に筆者が作成。

¹⁴林業研究グループは、戦後の民主化政策の一環としてアメリカ占領軍の勧告に基づいて発足した「林業技術研究普及助長事業（現・林業普及指導事業）」と深い関わりを持つボランティア団体である。同事業は、1951年（昭和26年）の新森林法制定の際に、森林法体系に組み込まれ、その後、数回にわたる制度改正を経て、現在の林業普及指導事業となっている。林業普及指導事業は、簡単に言えば、小規模森

表7 四賀林研の中心的なメンバー¹³

	役職	職業	住所
1	会長	森林組合職員（Y氏）	旧四賀村
2	副会長	市役所（四賀支所）職員	旧四賀村
3	事務局長	建設業社長（F氏）	旧四賀村
4	会員	建設業社長	旧四賀村
5	会員	設備会社社長	旧四賀村
6	非会員	設計事務所社長	塩尻市
7	非会員	設計事務所職員	塩尻市
8	会員	長野県職員（林務課普及係）	松本市
9	会員	建築業社長	旧四賀村
10	会員	福祉施設職員	旧四賀村
11	会員	不明（移住者）	旧四賀村
12	会員	不明（移住者）	旧四賀村
13	会員	無職（旧村役場職員退職者）	旧四賀村
14	会員	製材業社長	旧四賀村

表8 四賀林研の収入（H19年度）¹⁵

区分	金額（千円）
松本市市制100周年事業	120
長野県元気づくり支援金事業	346
林野庁吸収源対策森林施業推進活動支援事業	360
会費・代金	136
四賀林研グループ自己申告	409
計	1,371

林所有者への「経営改良」「林業技術・知識の普及」「国策の森林計画に沿う方向での指導」を目的とするものであり、そのためにこの事業に従事する普及指導職員が、1962年（昭和37年）以降、全国に配置されるようになった（半田1990：160）。また、このような上からの森林整備事業を円滑に推進するために、全国の現場では、普及指導職員とともに現場を回る山村の青年が集められ、これらが徐々にボランティア団体として活動するようになった。これが、現在の林業研究グループ（通称、林研グループ）である。

¹⁵2008年1月総会での記録を基に筆者が作成。

する森林の有効利用の啓蒙活動が主となっている。具体的には、地元の大人や子供を対象に、山林での伐採・間伐体験、あるいは山菜等の副産物を利用した料理教室を開く事業を実施してきている。

近年では、設立当初からのメンバーで森林組合職員の会長Y氏（表7-1）が伐採や間伐など実技を、また、2004年（平成16年）からのメンバーで建設業社長の事務局長F氏（表7-3）が企画立案を担当するスタイルでの活動が多い。またF氏は、合併前の四賀村で商工会青年部部

長を務めており、地域振興に強い関心を寄せている人物である。

このような四賀林研の活動には、合併前の四賀村のまとまりを依然として維持しようとする活動が多くみられる。そこでつづけて、四賀林研のそのような活動を事例にとりあげ、合併によりこのような市民活動が直面した変化を分析していくことにしたい。

3. 木造小学校校舎建設運動一事例分析¹⁷

四賀林研がこれまでに実施してきた活動のなかでも、合併前の四賀村のまとまりを維持しようとするもののひとつに、木造小学校校舎建設運動がある。

四賀村では、1955年（昭和30年）の合併以前の旧4村、すなわち錦部村、中川村、五常村、会田村のあった地区にそれぞれ小学校があった。これは、4村がひとつになる際にそれぞれに小学校を残すという合併協定があり、それが順守されてきたためである。だが表10にみるように児童数はすでに少なく、子どもを持つ親のあい

表9 四賀林研の活動内容¹⁶

活動内容
森林資源の価値の発見と有効活用
椎茸のこま打ち体験
摘み草・山菜収集による調理体験
地域内原生林見学ツアー
林研まつり（木工教室・きのこ汁配布）
伐採・間伐指導
簡易製材機による製材教室
四賀アカマツの利用促進
先進地視察
広報活動
有効利用の講演会
マツタケ山の再生（発生環境整備） 先進地視察
間伐・下草刈り・落ち葉掻き
発生環境整備の啓発活動
バイオマスエネルギー利用研究
先進地視察

表10 各小学校の総児童数の推移¹⁸

	錦部小	会田小	中川小	五常小
平成8年	130	120	87	50
9年	132	118	92	45
10年	137	100	86	44
11年	134	92	87	44
12年	138	84	91	44
13年	136	88	89	41
14年	122	85	87	44
15年	121	82	78	41
16年	116	90	79	38

¹⁶2008年1月総会での記録を基に筆者が作成。

¹⁷この節におけるF氏の発言に関わるデータは、参与観察中の聞き取りと、F氏に対して実施したインタビュー取材、四賀林研の協力で松本市四賀地区で実施された信州大学大学院経済・社会政策研究科の地域活性化ワークショップの授業の記録データに基づく。インタビューを実施した日付は2009年1月13日、

2010年2月3日である。同研究科の地域活性化ワークショップの授業実施日は、2009年10月3日となっている。

¹⁸『四賀村記念誌』「四賀村の概要一教育一小学校」のデータを基に筆者が作成（四賀村、2005：129-130）

だでは、「少子化も進んでいるので、そろそろ小学校を統合したい」という意見が出てきていた。そして、松本市との合併を機に小学校統合を実現することで話がまとまった。四賀林研では、事務局のF氏を中心に、その統合小学校校舎を地元のアカマツ材を活用した木造校舎にしようと提案したのである。この案は父兄に広く受け入れられ、PTAをつうじて松本市に陳情する運動にまで発展した。

では、四賀林研ではなぜこのような提案をしたのだろうか。その考え方とはどのようなもので、松本市と合併したことはこの運動にどのような帰結をもたらしたのだろうか。

3.1 木造小学校校舎建設運動についての考え方

四賀林研は、木造小学校校舎建設運動をつうじて複数の案を出していた。それは、「統合小学校の基本計画を教育アドバイザーに委託する」、「エコスクール事業の認定を受け、環境を考慮した学校施設を整備する」、そして「地元産の木材を使用して木造校舎を建設する」というものであった。これを提案したのは、小学校に通う子供を持つ親でもある事務局担当のF氏であった。F氏は、自身が建設会社を営む手前、「正直、(この案が通れば)地域産業も潤う」という思いもあったという。しかし一方で、「どうせ提案するなら、こじつけでもいい。とにかく地域のことを考えた良案にしよう」と考えたということだった。

この案を具体化するためにF氏は、暖房給湯関係をバイオマスや木質ペレット使用にすることや子どもが自ら受光板を調節できる太陽光発電の設備を備える校舎にする提案をしている。これは、目立った観光資源もなく、地場産業などの産業基盤にも乏しい四賀地区を、せめて環境教育を意識した子育ての先進地にしようという考えに基づくものだった。F氏は、山林しかない四賀地区の学校教育において、森林利用や太陽光発電の導入などについては「どこにも負けない」ものにする必要があると考えていた。

また、木造校舎にして、地域の山林から伐採した木材で学校を建設できれば、学校づくりのプロセスそのものが地域で子どもを育成することのシンボリックな意味合いを帯びるばかりでなく、子どもたちにそれを見せることで地元の暮らしに愛着をもたせることができる。そのような教育効果を生み出せるのではないかと考えたのである。

さらにF氏は、木造校舎の建設が決まれば、地域産業の面でも、その事業をきっかけに、地元のアカマツ利用を主とするモノとカネの流通とそれを支える人と技術の連携を地区内に生み出すことができるのではないかと考えていた。木造校舎建設事業で地元のアカマツ材を使用すれば、山林から木を切り出す作業に取り組む業者、それを製材する業者が自然と連携することになり、地元のアカマツ材を商品化して加工するための一連の連携体制を生み出すことができる。その上で、木造校舎自体の評判が良ければ、四賀地区のアカマツ材を利用して家を建てようとする消費者が増えることも予想され、地元の建築設計業者や設備業者の仕事が増えるばかりでなく、ゆくゆくは木を切り出すための道路も必要になり、めぐりめぐってF氏が経営する建設業の仕事も増えることになる、また、木造校舎の建設を機に、このような消費・流通の流れを地元を生み出し、自分も地域も産業的に潤わせていきたい、と考えていたのである。

この案は、同地区の父母から強い支持をとりつけた。そして、松本市PTA連合会四賀ブロック会をつうじて松本市議会に陳情されることになった。

3.2 市町村合併による影響—分析1

しかしながら、木造小学校校舎建設の陳情は、松本市議会により不採択となった。松本市議会ではどのようなことが話し合われたのだろうか。松本市議会の資料¹⁹⁾にもとづいて確認してみよう。

同資料によると、木造校舎案については、「安全性、耐久性、断熱・防音などの快適性、

(中略) 建設の維持費を含めた経済性、といった観点から基本は鉄筋コンクリートの構造とし、そこに可能な範囲で木質化(=内装のみに木材を利用するという意—筆者注)したいとする松本市の意向が説明されている。別の資料²⁰から補足すれば、ここでいう安全性とは耐火性のことである。四賀ブロックPTAでは3階建て木造校舎建設を提案していた。ところが、3階建てになると耐火規制が出てくるために、木造校舎にするためには設計上さまざまな工夫が必要されるようになる。不可能ではないが、時間もコストもかかる。この点を問題にしているのである。また維持費として、鉄筋コンクリート構造と比較して、木造は、隙間の補修やペンキの塗り替え、計画的な保守メンテナンスが必要となることが問題にされている。

さらに、エコスクール事業の認定を受け、太陽光発電によるエネルギー利用設備を設置する案については、「多くの場合、大規模な施設の設置が必要」であり、「校舎建設に上乗せして(設備を)設置する場合、上乗せ部分に2分の1の補助がつくものの、「全体としてやはり事業費の増加は避けられない」ということ、それをふまえて「維持費を含んだ費用対効果の検討」が必要になることが松本市により説明されている。そのうえで、環境教育については「目の前にある設備を示して教えることも一つの方法」としながらも、それに依拠するのではなくむしろ「恵まれた四賀地区の自然を利用して、学校や教師の創意工夫による授業」をするよう提案したいとする意向が示されている。

統合小学校の基本計画策定を教育アドバイザーに委託する案については、市からは特に意見が出されていないものの、一部の市議より「大学の先生は(中略)教育の一般論はわかる(中略)、しかしその土地土地の人々の願いと

か、これから自分たちの生活がどういう方向に向いていくのかとか、そういう部分のところをきちんと理解してやっているわけじゃない」という否定的な意見が出されている。

このように議事録から市議会で不採択になった経緯を振り返ると、少なくとも、木造校舎案とエコスクール事業の認定を受ける案については、松本市側からこれらに対する否定的見解が示されたことにより、不採択になったといえる。エコスクール案についても、木造校舎案についても、まとめれば、松本市からみて時間とコストが主な理由となり不採択に至ったと説明できる。またここには、教育のあり方をめぐる認識の違いもみることができるといえる。F氏をはじめとする四賀地区側は、「建物と教育は一体のもの」と捉えており、「保護者、地域住民が参画して地域の子供のためにどういう教育を行うか、どういう学校を作るか」を建物づくりの時点から進めたいとしている。対する松本市側は、エコスクールと環境教育についての意向にも見られるように、「学校校舎とその中で行われる教育は、とりあえず切り離して考えて欲しい」という主張を展開している。

では、このような主張を展開する松本市側にとって、コストを判断する基準はどのようなものなのだろうか。市議会で陳情が不採択となった直後の四賀地区統合小学校検討委員会では、松本市より、松本市では鉄筋コンクリートで作った校舎を60年使うこと、それを30年で大規模改造して延命措置を図ること、それが松本市のスタンダードであることが説明されている。さらに旧市域ではすでに大規模改造を施すべき30年目を過ぎていながらもかかわらず、予算の都合で実施が遅れている小学校が多数あること、そのような事態を含めて、四賀地区の校舎に高額の予算を割くことができないことが伝えられて

¹⁹松本市議会 HP 内、松本市議会会議録「平成19年12月教育民生委員会12月13日—01号」の陳情第21号「四賀地区統合小学校建設に関する陳情書」を参照。
(<http://www.kaigiroku.net/>, 2010年2月6日にアクセス)

²⁰松本市 HP 内、「四賀地区統合小学校検討委員会」の議事録を参照。
(<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/buka/kyoikubu/gakkokoyoiku/shigatougosyougakkou/inind.html>, 2010年2月6日にアクセス)

いる²¹。いいかえれば、「旧松本市の他の学校とのバランス」「均一性」「全体の予算」との兼ね合いが、最終的には問題となっていたことが伺われる。

しかしながら、これに対して四賀林研や運動の中心となったF氏は「四賀村当時であったならば、このように地元で盛り上がりをもせた場合には、相当のコストがかかったとしてもこれらの案を実現できたのではないか」という思いを持っている。F氏は、次のように述べている。

村時代だったらね。村時代だったら誰も反対しなかったと思う。「お前の子どもも通うんだぞ」っていえた。村（役場）の教育委員の担当者にも、「子どもや孫も通う学校だよ。（だから）いい学校にしよう」というコンセンサスが得られたと思う。²²

以上の理解については、四賀林研側の見方に依拠した情報収集にもとづくものであり、置かれた立場や視点が違えば、これとは全く異なる事実理解になる可能性はある。しかしながら、少なくとも四賀地区では「箱である校舎と、その中で行われる教育とを一体のものとして捉え」ており、それを訴えた四賀林研としては、校舎をつくるプロセスも含めて、地域が参画しながら子どもを育てていくことへの同意を、村であれば得られただろうと感じているのである。

4. 松茸発生環境の整備—事例分析²³

また、四賀林研のこれまでの活動をみると合併以前の四賀村のまとまりを維持しようとするものがもうひとつある。それは松茸が発生する環境の整備活動である。これについても確認していこう。

アカマツ林が多く松茸が特産品である四賀地

区には、入札山である村有林が複数ある。1955年（昭和30年）の4村合併時にも、松茸山の入札権については、4村時の慣行を継続実施する慣行事項協定書が結ばれている。しかし、松茸の発生ピークは昭和20年代であり、とりわけ昭和40年代以降その発生量は激減してきている。現在は、松茸が発生しなくなったために入札からはずされる山が増えている。四賀林研による活動は、この状況を受けて、松茸の発生を増やすべくその環境を整えようというものである。

四賀林研では現在、表11の1～4でアカマツ林の整備活動を実施している。1～3については、一般住民や子どもを対象とする森林整備体験イベントの会場として利用しているが、4のA地区山林については、松茸の発生環境整備をとくに意識しながら活動している。

A地区山林は、松茸発生量がわずかであり、入札からすではずれている。そのため出入り自由な村有林であり、付け加えれば、合併した現在ではもはや松本市の財産となっている。いいかえれば、発生環境を整えても、そこでとれる松茸などの副産物は、形式的にはもはや松本市域全体の財産である。にもかかわらず、四賀林研は何故これらの山林の松茸発生環境の整備に熱心に取り組むのだろうか。その意図とは、どのようなもので、松本市と合併したことはこれにどのような帰結をもたらしているのだろうか。

表11 四賀林研グループの活動場所²⁴

	活動場所	旧村有／旧私有
1	M公園敷山内山林	村有
2	G観光施設裏山林	私有
3	K寺敷地内山林	私有
4	A地区山林	村有

²¹松本市 HP 内、「第7回四賀地区統合小学校検討委員会」の議事録より一部抜粋。

(<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/buka/kyoikubu/gakkokyoiku/shigatougosyougakkou/filfi/gijiroku7.pdf>, 2010年2月6日にアクセス)

²²2010年2月3日に取材

²³この節におけるF氏、Y氏のデータは2009年1月13日の聞き取り取材に基づく。

²⁴F氏への聞き取りに基づき筆者が作成。2010年1月25日に電話にて取材。2010年2月3日、再度対面にて聞き取り取材。

4.1 松茸発生環境の整備についての考え方

市有林で実施する松茸発生環境の整備について、四賀林研の中でも事務局長F氏と会長Y氏のあいだでは考え方に違いがある。まずは事務局長F氏の考え方から確認していこう。

建設業の経営者でもあるF氏は松茸採取を「家業のようなもの」と表現する。先代は、建設会社を営む傍ら松茸山に入札し、松茸料理を提供する小屋を営んでいた。シーズンになると父親は、毎日山に寝泊まりしながら、松茸を盗む不審者を監視し、仲間や家族とともに採取を楽しんでいた。発生量が減り入札金と比例して赤字が続くことに不満を述べつつも、F氏一家は毎年入札を続けている。F氏はそのことについて「収支のバランスがあまり開くと楽しめないけれど、儲けじゃないところもあるから」と説明する。「一子相伝」あるいは「死ぬまで教えない」というシロ（多数まとまって発生する場所）を発見すること、希少価値が高くキノコなのに腐りにくいなど「王者」的な風格をもつ松茸の発生に立ちあえること、その全てが日々の一部でありやめられないという。

F氏がA地区山林での松茸発生環境の整備に取り組む理由は、彼が4村の頃の会田村エリアの住民であることとも関わりがある。A地区山林は従来、村でも一、二を争うほどの松茸発生量があり、会田村エリアの住民に入札が許された入札山だったからである。1987年（昭和62年）の山火事以来入札の対象からはずれているが、環境整備をして松茸が発生するようになれば、入札権がふたたび発生するのではないか。そうなれば、F氏をはじめとする会田村エリアの住民が、ふたたびそこで松茸採取を楽しめるのではないか。そのように見込んでいるのである。

一方、会長Y氏の思いは、もう少し違っている。Y氏は、4村当時の五常村エリアの住民であるため、A地区山林に入札できる見込みをもたない。そのようなY氏が松茸の発生環境整備に熱を入れるのは「山林から恵みを得なければ勿体ない」という思い、そして「その恵みで四

賀地区全体を経済的に潤したい」という思いがあるためである。

五常村エリアは四賀地区の中でも山深いエリアにあり、その他のエリアと比べて、山の恵みを当てにしてきた場所である。Y氏の実家では、今も椎茸の原木が並んでいる。また長らく森林組合の現場作業員としても働いてきており、そのようなY氏にとって、山林は、手入れすることで恵みを生み出せる資本と理解されている。そのようなY氏は、松茸が発生しなくなり入札対象でなくなった旧村有林（現市有林）については、今後は四賀地区の住民全体で松茸を発生させる環境の整備に取り組んで、将来そこから利益を得られたときにはそれを住民みんなで平等に分ければいいと考えている。そうなることを見込んで、活動に取り組んでいるのである。

このように、2人の考え方には多少の違いがある。とはいえ、F氏もY氏も同様に、四賀地区の住民に対してその入札権がふたたび回復されることを見込んでいる。その見込みにもとづいて、従来一、二の発生量を誇ったA地区山林に対して、松茸の発生環境整備を実施しているのである。

4.2 市町村合併による影響一分析2

四賀林研によるA地区山林に対する松茸の発生環境整備活動は、四賀村であった頃は、旧村役場から特に問題にされなかったという。「放置されて荒れている村有林に手入れをしてくれるなんて有り難い」と役場はむしろその活動を歓迎しており、「副次的に収穫できるキノコについては採取して構わない」という対応であった。ところが、松本市との合併後、この状況は一変することになった。F氏の話によれば、従来のようにA地区山林での整備活動を許可してくれるよう支所担当者に申し出たところ、断られたという。松本市はなぜこのような活動を認めないのだろうか。

F氏によれば、支所の担当者による判断は、「市有林になった以上、松本市全体の財産であるため、個人や団体が勝手にその管理に関与す

ることはやめて欲しい」というものであった。支所の説明によれば、松本市は合併後、市域全体での管理体制の整備を検討してきており、市有林については指定管理者制度による管理体制を検討している。指定管理者制度が導入されると正式な契約プロセスを経て管理が特定の団体に委託されるようになるので、自治体との契約なしでの「勝手な」管理行動を支所として従来のように歓迎することはできない、というのである。この説明によれば、松本市は、A地区山林を純粋に「市の財産」あるいは「市域全体の財産」と理解しているのである。すると、指定管理者制度が導入され、松茸に詳しい四賀地区以外の団体がA地区山林を管理することで松茸が発生するようになって、それについては当該団体に管理を委託した市の管理の成果となる可能性が出てくる。そうすると、4村時の会田村エリアの住民あるいは四賀地区の住民に限定するかたちでその入札権が回復される見込みが、やや弱まると予想される。

資料²⁵によれば、松本市との合併協議の中で四賀村は、松本市との合併に際して、財産区を設置しない選択をしている。合併協議についてのもうひとつの資料²⁶をみると、同時期に松本市と合併した安曇村、奈川村、梓川村も、合併協議で先行していた四賀村が前例に示される中で同様の結論に至っている。とはいえ、四賀地区同様に林野率の高い安曇村では、任意合併協議会の段階で一度村有林等の土地の取り扱いを財産区にするかどうかを検討されている。結果的に、安曇村でも財産区を設けない結論に至っているものの、四賀村においてそれはどのよう

に検討されたのだろうか。

これについて質問したところ、F氏は、「合併協議中は、そのようなことを思いつく余地がなかった」と答える。だが、林野率80%という山村で、合併に際して村有林を財産区にすることを「思いつく余地がない」とは考え難い。歴史を辿れば、会田・錦部・中川・五常の4村が合併した際にも、いわば会田村が他3村を編入合併する形であったが、今回の松本市による編入合併のケースとは異なり、松茸山を多く有する錦部村では、相当部分を区有林に移行させてから編入合併する対処がとられていたという。つまり、財産として価値が高い山かどうかを住民のあいだで検討して、場合によってはそこを財産区にする処置がとられていたのである。

本来そのような山村であったにもかかわらず、四賀村でその選択を「思いつく余地がなかった」というのはどのような状況だったのだろうか。このことについてF氏は、「松本・四賀直結道路事業の実現ありきの合併協議だったからだろう」と当時の状況を振り返る。2.でも確認してきたように、四賀村ではこの直結道路の実現のために松本市との合併を選択したという思いが強い。それは合併協議のやり取りにも影響し、総工費が高額にのぼる直結道路事業を松本市に受け入れてもらおうとする、いわば「トンネル」ありきの合併交渉が展開されたのだというのである。その交渉の中で、当時の村長を中心として生み出されたのが「四賀村の財産を譲渡するのと引き換えに、事業を実現してもらわなければ困る」というロジックであった。資料²⁷によれば、ここでいう「四賀村の財産」と

²⁵松本市 HP 内、「松本西部合併協議会」の「第2回松本西部合併協議会（松本市・四賀村合同協議会）」会議録15頁を参照。（<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/seibu-gappei/houtei2.pdf>, 2010年2月6日にアクセス）

²⁶松本市 HP 内、「松本西部任意合併協議会」の「第8回新市将来構想策定委員会」の会議資料の「治山・治水・利水」に関する質疑の中で、「財産区の管理は市長だと思うが、どのような扱いか」という安曇村、梓川村の質問に対し松本市は、松本市内の5つの財産区は特別地方公共団体で全て赤字経営で

あるにもかかわらず松本市が介入できず難しい問題になっていること、さらに（先行事例である）四賀村の場合は財産区を設けていないことについて説明し、これを両村への回答としている。

（<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/seibu-gappei/houtei2/sinsi8-1.pdf>, 2010年2月6日にアクセス）

²⁷平成16年10月15日に四賀村のA地区公民館で実施された「A地区住民説明会」の記録資料の内容に基づいている。

は、基本的にはクラインガルテンのことである。クラインガルテンは年に3,000万円の収入を自治体にもたらししており、松本市に譲渡されれば、直結道路事業にかかる市の負担の一部については四賀村が譲渡した財産の収入で賄うことができるという主張が可能である。この「四賀村の財産譲渡とひきかえにトンネルを」というロジックが松本市との合併協議の場を圧倒する中で、「村有林の一部を財産区にする」といった選択肢は、住民の中で検討する余地もないものになっていたと推測される。安曇村が財産区を設定する・しないことについての返事を保留して住民で一度それらをきちんと検討したうえで財産区を設置しないことを選択したのと比べて、四賀村のケースでは、その協議プロセスが大きく異なっていたことが伺えそうである。言い換えれば、四賀村のケースでは、財産区を設定しない選択が、ただ単に林業の低迷などで村有林の価値が低下していることばかりが理由となって出てきたものではないように見えるのである。つまり、「村の財産と引き換えにトンネルを実現させる」という思いに流されるかたちで、財産区にする等の対処を十分に検討しないまま松本市に村有林を譲渡したのだと推測される。その結果、環境整備をすれば松茸の発生量を回復できたかもしれない村有林まで財産区にすることを検討することなくそのまま市に提供してしまい、四賀地区のものとしてそれを運用することが難しくなるような状況を招いたと考えられよう。

5. 松本市との合併が四賀林研の活動にもたらした影響—考察

3節4節をつうじて、合併が四賀林研の活動にもたらしてきた帰結、さらにそれがもたらされた背景について分析してきた。ここでもう少し掘り下げてまとめてみよう。松本市との合併は四賀林研の活動にどのような影響をもたらしたといいかえることができるだろうか。

小学校統合をきっかけとする木造校舎建設運動をつうじて四賀林研が目指していたのは、地

域全体が「箱＝校舎」づくりから参画する教育の実現と、地元アカマツ材の商品化を起点として地域産業を活性化させるような人・モノ・カネの循環を生み出すことであった。教育と産業という2つの面での取り組みが混在していたとはいえ、そこに共通してみられたのは、四賀地区に独自の風土や自然条件とそこでの実践が調和することを目指す姿勢であった。たとえば、教育については、木材利用や活用において「どこにも負けない」意識を育ませるものを目指されていた。産業についても、戦後、自分たちの親の手によって植林された地元のアカマツを活かして、その利用や商品化を四賀地区の企業の強みに変えていくことを目指すものであった。

しかし注目したいのは、四賀林研の実践が、四賀地区に独自の風土や自然条件と調和するような方向性を目指していたがために、それが受け入れられなかった側面がみられたということであろう。松本市による四賀林研の取り組みへの認識をまとめれば、「四賀地区ばかりを特別扱いする」というものであったといえる。いいかえればそれは、四賀地域を「一律のサービス提供地の一部」とみなす視線からの認識であった。松本市と合併することにより、四賀村は行政上新市域の一部となった。そしてそのことによって、地域に独自の教育や産業の発展を目指す四賀林研の活動は、四賀村当時であれば「村づくり」を目指すものと認知されていたにもかかわらず、合併後はそれがあたかも「地域エゴ」の実現を目指すものであるかのように理解されるようになった。自治体からみたその社会的機能の位置付けは合併を機に変更されたのだといえるだろう。これが一点目である。

また、松茸発生環境の整備活動をつうじて四賀林研が目指していたのは、村有林を中心に地元の山林を四賀地区の住民のための資本とみなして、将来に向けてそれを運用することであった。

しかし二点目としてやはりここで注目しておきたいのは、旧村有林からの恵みを四賀地区住民に還元するための前提条件が、合併協議の段

階で一時的に見失われてしまったということである。合併協議の中で、四賀村は、村有林を「トンネル実現に向けた持参金の一部」であるかのようにその認識を変更したからである。それは、言いかえれば、四賀林研が働きかけているような、入札対象からはずれている当時の村有林が、四賀地区の住民にとって、コミュニティの将来のために運用するかけがえのない地域資本であることが見失われた瞬間であったと表現できるだろう。松茸山以外のものについて、住民は将来にわたりそれを運用する権利を放棄することについて十分に検討する余地をもたないまま、トンネル事業と引き換えに松本市にそれを提供したと考えられるのである。

このことによって、山林を地域のために運用しようとする四賀林研の活動は松本市により規制されるようになったと考えられる。これを二点目の影響として指摘できるだろう。

6. 結論—市町村合併が山村地域の市民活動に与える影響

本稿は、松本市との合併を経験した四賀村を事例地として、そこで合併以前の地域のまとまりや生活上のルール維持に積極的であった地元のボランティア団体、四賀林研の活動が、合併によりどのような影響をこうむってきたのかを明らかにしてきた。

ここで改めて松本市との合併が四賀地区における四賀林研という市民活動に与えた影響をまとめておこう。その影響を本稿では2つ確認できた。1つは、新松本市の一部となったことで、合併以前であれば「村づくり」を目指すものと位置付けられていたような四賀林研の活動が、合併後は「地域エゴ」を目指す活動であるかのように自治体からの認識が変わりつつあることである。もうひとつは、合併協議のプロセスの中で、四賀村の中に「松本市との一体化を目指すロジック」が編み出されていったことにより、入札対象ではない村有林が、地域で運用する資本として一時的に認識されなくなり、その運用により地域を経済的に潤そうとする四賀林研の

活動は、その前提条件となる部分でダメージを受けることになったということである。これらは、市町村合併で編入される側の山村に何がもたらされるのかという意味で、記憶に留めておくべきことだろう。

木造小学校校舎の建設や松茸発生環境の整備といった四賀林研の活動は、突き詰めれば、四賀村という山村に独自の風土や自然条件と調和するような「学校づくり」、あるいは産業の活性化、あるいは山村地域に独自に見込める副次的収入やそれに伴う暮らしの楽しみを模索する活動であった。言いかえればそれらは全て、山村にとりわけ強くみられた住民意識、すなわち、山林に働きかけて村や地区にとっての利益や楽しみを生み出していこうとする住民意識、があって初めて可能となるような市民活動であった。

だが本稿の分析が明らかにしてきたのは、合併を機にそうした住民意識が一時的に薄くなったこと、また、そのような市民活動に対する自治体の評価が、「村づくり」というよりはあたかも「地域エゴ」を模索するものであるかのように、広域行政下の中で変更されていったということだろう。

最後に付け加えたいのは、次のような主張である。平成の大合併において小規模の山村が地方都市との合併に踏み切ったケースは相当数に上る。だがそうした山村は、風土、自然、地理的条件などで、中心地となる地方都市とあまりに異なる条件下にあるはずである。広域行政化を進める昨今の事情がやむを得ないものであるならば、広域自治体として条件の異なる地域に対してそれぞれが十分に発展していくためのチャンスをいかに平等に確保していけるのかが、むしろ喫緊の課題として意識されるべきところだろう。その際、本稿が事例としてとりあげたような、合併以前の地域のまとまりや生活上のルール維持に積極的な山村地域の市民活動がそこに存在する場合には、それを「地域エゴ」に準ずるものとしてではなく、「地域の多様な発展を確保する民間活動」のひとつと理解することが非常に大切になってくるだろう。山村の

市民活動を、どう評価するのか。「地域エゴの模索」とみなして規制するのか。あるいは、「多様な地域をそれぞれ十分に発展させていく地域限定型のまちづくりの母体となるもの」として支援していくのか。広域化した自治体の判断が、ここに問われるように思う。

付 記

本稿には信州大学大学院経済・社会政策科学研究科地域社会イニシアティブ・コースが採択された平成19～平成21年度の「大学院教育改革支援プログラム（研究課題：双方向ワークショップ型地域作り社会人教育）」の研究費の一部を使用した。

参考文献

- 河原晶子2005「平成の合併過程に見る地域の『自治』の意味」『地域社会学会年報第17集』ハーベスト社，pp.52-66
- 町村敬志2004「『平成の大合併』の地域的背景—都市間競争・『周辺部』再統合・幻視される広域圏—」『地域社会学会年報第16集』ハーベスト社，pp.1-22
- 丸山真央2008「ポスト『平成の大合併』のローカルガバナンスの条件—ローカルデモクラシーの観点から—」『地域社会学会年報第20集』ハーベスト社，pp.103-118

- 松村和則1998「レジャー・スポーツの開発と地方文化」間場寿一編『地方文化の社会学』世界思想社，pp.82-103
- 宮下聖史2006「日本型グリーン・ツーリズムの特質と地域的展開—長野県四賀村を事例として」『立命館産業社会論集』第42巻第3号，pp.109-131
- 宮下聖史2008「『平成の大合併』政策下における『自律』の論理と地域社会の再編—長野県喬木村を事例として」『地域社会学会年報第20集』ハーベスト社，pp.119-133
- 大野晃2005『山村環境社会学序説—現代山村の限界集落化と流域共同管理—』農山漁村文化協会
- 大浦由美2008「1990年代以降における都市農山村交流の政策的展開とその方向性」『林業経済研究』Vol.54 No.1，pp.40-49
- 浦野正樹2009「解題：『縮小社会』における地域再生のゆくえ—過疎地域と大都市地域をつなぐ試み—」『地域社会学会年報第21集』ハーベスト社，pp.3-14
- 吉野英岐2004「今日の地域社会研究の論点をめぐって—開発と合併の研究史を振り返って—」『地域社会学会年報第16集』pp.46-74

(2010年2月8日 脱稿)